

業務委託契約書

株式会社ウィンパートナー(以下甲とする)は、インブリッジ株式会社(以下乙とする)に下記の条項に掲げる条件をもって業務を依頼し、乙はこれを承諾した。

第1条 委託業務

- 1 融資等に関する申請書類(計画書)作成支援及び融資申請支援
融資または補助金、助成金に関する申請支援、それに伴う書類(計画書)作成
- 2 経営・財務に関するコンサルティング
 - ①融資、補助金、助成金獲得後に継続的に求められる事業報告書等の作成支援
 - ②経営・財務上の都度の現状分析とそれを受けての金融機関対策等
 - ③追加融資等での金融機関等への随伴等
- 3 その他上記に付随する業務

第2条 委託業務遂行にあたっての注意点

甲は乙に委託した業務に関して、契約期間中は第三者に重ねて依頼することはできない。

第3条 コンサルティング業務の遂行方法

- 1 乙は毎月1回、甲と対面または ZOOM 面談により、業務の進捗、方針に関するミーティングを行う。
- 2 金融機関との面談は都度対応するものとする。
- 3 メール・Line 等による相談は回数無制限とする。

第4条 報酬等の額

- 1 第1条の業務に関する甲の乙に対して支払う業務委託報酬等の額は次の通りとする。
 - ①月額報酬【書類作成支援料を含む】：11 万円(うち消費税 1 万円、適用税率 10%)
 - ②創業融資実行時【成功報酬として】
融資成約額の 2.75%(うち消費税 0.25%、適用税率 10%)
 - ③補助金、助成金採択通知時【成功報酬として】：補助金、助成金の交付申請額の 13.2%(うち消費税 1.2%、適用税率 10%)もしくは 22 万円の多い金額(うち消費税 2 万円、適用税率 10%)を参考に申請時に別途協議して定める。
- 2 金融機関等への随伴、出張が発生した場合、実費及び日当を乙は甲の承諾の元、甲に請求することができる。ただし、都内においては、乙は請求を免除する。

第4条 報酬等の支払時期

- 1 月額報酬の支払期限
乙は、当月分の報酬を甲に請求し、甲は、請求対象月の前月末日(前月末日が休日の場合は直前の銀行営業日)までに、乙の指定する金融機関口座に支払うものとする。

2 成功報酬の支払い期限

成功報酬は、創業融資については、創業融資金入金後 3 営業日以内に支払うものとする。補助金・助成金については、採択の決定後 7 営業日以内に支払うものとする。補助金申請額と入金額が異なった場合は、差額を着金後の成功報酬支払時に精算する。

3 報酬の請求

報酬の請求は、乙が甲に対して請求書を発行する方法で行う。

4 指定する金融機関口座

甲は次の乙の銀行口座に振り込みで報酬を支払うものとする。

振込先：三菱 UFJ 銀行 銀座通(ぎんざどおり)支店

普通預金口座：0541342

口座名義：インブリツジ(カ)

5 報酬の支払に必要な振込手数料は、甲の負担とする。

第5条 提出義務

1 甲は融資、補助金、助成金の申請手続に必要な証明書類、その他乙が経営・財務支援に必要と認めた証明書類等を乙に提出する義務を負う。

2 業務処理等に当たって、甲より提出された情報、帳票類を真正なものとして乙は処理を行う。提出された書類が虚偽であった場合の責任を乙は負わない。

第6条 報告義務と協力義務

1 乙は、甲に対して融資、補助金、助成金の申請に付随して臨時の手続が発生した場合に関して甲に対して報告をする義務を有する。

2 申請手続に必要な各証明書類の取得は、甲の負担で甲自ら行う義務を有する。

第7条 守秘義務

乙は本契約に基づく業務の過程で知り得た甲の秘密(公知の情報を除く。)を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。本条による秘密保持義務は、本契約がいかなる理由に基づいて終了するかを問わず、本契約の終了後も持続するものとする。

第8条 免責

以下の理由により融資、補助金、助成金の申請ができなくなった場合、乙は責任を負わないものとする。

- 1 甲提出の証拠書類が虚偽であった場合
- 2 法律の改正や行政事務に変更があった場合
- 3 第2条に違反した場合
- 4 第5条の提出義務に違反した場合

第9条 損害賠償

- 1 甲が第2条に違反した場合、乙は得られるべき報酬を甲に対して請求することができる。
- 2 乙の責任で、損害が発生した場合には第3条第1項の報酬額の限度で損害賠償を負う。

第10条 契約期間

本契約の有効期限は本契約締結日より1年間とする。但し、契約期間満了の1か月前までに甲乙双方特段の申し出がなければ、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第11条(準拠法、合意管轄)

1. 本契約の準拠法は、日本法とする。
2. 本契約に関し、訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条(協議)

本契約に定めのない事項、或いは契約の内容または条項の解釈についての疑義が生じた場合には、甲・乙とも信義誠実の原則に従い協議の上、円満に解決するものとする。

第13条(反社会的勢力に関する証明・保証)

甲および乙は、相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、および自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方が各1通を保管する。

2024年2月29日

甲 住所 東京都千代田区神田錦町1-12-9 アーク錦町ビル4階
氏名 株式会社ウィンパートナー
代表取締役 安田 尚兵

乙 住所 東京都中央区銀座7-13-6
氏名 インブリッジ株式会社 登録番号 T3010001170581
代表取締役 望月 徹